

KOTORIホール(市民会館)の 催し物案内に掲載する広告を募集

9月中旬に発行予定のKOTORIホール(市民会館)ホールインフォメーション(平成27年度下半期催し物案内)に掲載する広告を募集します。

市内の全世帯に配布するほか、近隣市町村(7市3町)への新聞折り込みなどを行います。

- ◇発行部数 約25万部
- ◇サイズ 1枠=縦6cm×横8cm
- ◇募集枠 3枠(多数選考)
- ◇広告料 1枠5万円

☆申し込みは、7月31日までにKOTORIホール(市民会館) ☎546-1711へ。



この枠に
広告を掲載

昭島市自治表彰、 特別自治表彰

市議会議員として、市政の進展に貢献されました。

◎特別自治表彰



高橋信男さん
(つつじが丘)

◎自治表彰



中野義弘さん
(中神町)



橋本正男さん
(拝島町)

介護保険制度の改正

8月から、介護保険制度が次のとおり改正されます。

一定以上の所得がある方の介護サービス利用料の自己負担割合を引き上げ

65歳以上(第1号被保険者)で、合計所得金額160万円以上の方は、介護サービス利用料の自己負担割合が2割になります。

ただし、年金収入とその他の所得を合わせた合計額が280万円未満(第1号被保険者が2人以上いる世帯では346万円未満)の場合、負担割合は1割です。

●負担割合証を7月下旬に発行
要介護認定を受けている方に、利用時の負担割合を示す証明書を発行します。介護サービスを利用するときに、介護保険証と一緒に必要となります。

有効期間は、8月1日～平成28年7月31日です。

高額介護サービス費の上限額を引き上げ

介護サービス利用料の自己負担(1割または2割)の同じ月の合計額が上限額を超えた場合、

差額分が高額介護サービス費として後から払い戻されます(施設サービスとしての居住費・食費・日常生活費、住宅改修費、福祉用具購入費などを除く)。上限額は、左の表のとおりです。

医療保険制度の現役並み所得に相当する方は、高額介護サービス費の負担額の上限が、1か月当たり4万4400円に引き上げられます。

特定入所者介護サービス費の判定条件を変更

低所得者対策として、条件を満たせば、施設サービスの居住

費と食費を所得に応じた自己負担限度額に引き下げ、差額分を給付しています。

その条件として、預貯金などの資産が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下であることが追加されます。

また、住民票で世帯が分かれている配偶者の所得も、判定の条件になります。

※平成28年8月からは、非課税年金も収入として算定する予定です。

☆詳しくは、介護保険係へ。

▼1か月当たりの自己負担の上限額

対象者	上限額
現役並み所得に相当(※)	世帯で4万4400円
住民税課税世帯	世帯で3万7200円
世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上の方	世帯で2万4600円
世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身で1万5000円
高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	単身で1万5000円
生活保護の受給者	

※同一世帯に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の方がいる。
ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、住民税課税世帯と同様の上限額(世帯で3万7200円)となります。